

平成 20 年度
研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）
《大学院教育改革支援プログラム》取扱要領
(平成 20 年度採択分)

研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、研究拠点形成費等補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）等に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとします。

【目次】

1. 事務手続の概要	1	5 - 2. 間接経費	8
2. 交付の内定	2	6. 事業の実施	9
3. 交付先	2	7. 事業終了後の手続等	10
4. 交付の申請・決定・請求	2	8. 知的財産権の報告等	10
5. 補助金の経理管理	3	9. 取得財産の管理等	11
5 - 1. 直接経費	4	10. 問い合わせ先・書類提出先	11

1. 事務手続の概要

本補助金に係る一般的な事務手続のうち主なものは、以下のとおりとなります。

補助事業・事務	関係申請書・報告書等	提出部数	別添様式	関連頁
〈交付の内定〉	○交付内定通知 ○交付内定辞退届 ○間接経費の辞退届 ○内定後代表者等交替願	— 1 部 1 部 1 部	— 提出要領 提出要領 提出要領	P 2 P 2 P 2 P 2
〈交付の申請〉	○交付申請書等(総括表、交付申請書、経費使途理由書、学外経費使用理由書、支払予定月別費目別明細表、振込口座届)	提出要領	提出要領	P 2
〈交付の決定〉	○交付決定通知	—	—	P 3
〈交付の請求〉	○申請取下届 ○交付請求書	1 部 1 部	1 2	P 3 P 3
〈事業の実施〉	○変更承認申請書 ○代表者等交替届 ○補助事業中止（廃止）承認申請書 ○状況報告書 ○事業遅延届	1 部 1 部 1 部 別途通知 1 部	8 9 10 — 11	P 9 P 9 P 9 P 9 P 10
〈額の確定〉	○実績報告書（収支決算報告書、若手研究者養成実績報告書） ○間接経費執行実績報告書 ○補助金確定通知書	別途通知 別途通知 —	12, 13 14 —	P 10 P 10 P 10
〈その他〉	○消費税等仕入控除税額確定報告書 ○知的財産権報告書 ○収益状況報告書	1 部 1 部 1 部	15 16 17	P 10 P 11 P 11

(注) ○：補助事業者作成の書類 ○：文部科学省作成の書類

提出要領：平成 20 年度研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）《大学院教育改革支援プログラム》交付申請書等作成・提出要領（平成 20 年度採択分）

2. 交付の内定

(1) 交付の内定について

『大学院教育改革支援プログラム委員会』(以下「プログラム委員会」という。)の審査により、本補助金の交付先として選定された補助事業者が、平成20年度に補助金の交付を受けるためには、適正化法に基づいて補助金の交付申請及び交付決定の手続が必要となります。

「交付の内定」は、補助金に係る手続、執行を合理的に進めるために、適正化法に基づく交付申請に先立ち、補助金の交付申請があった場合に補助金を交付する予定があることを明らかにするものです。

「交付の内定」では直接経費及び間接経費の内定額（配分予定額）が文部科学省から通知されます。

ただし、本補助金による財政支援を受けようとする事業が、他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象とはなりません。

「交付内定通知」を受けた場合には、このような「交付の内定」の趣旨を踏まえ、適正化法に基づく交付申請の手続、事業の実施等を行うようにしてください。(別添「平成20年度研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）《大学院教育改革支援プログラム》交付申請書等作成・提出要領（平成20年度採択分）」(以下「提出要領」という。) 参照。)

なお、他大学と連携して事業を行う場合は、主となる大学からそれぞれの大学に交付の内定を伝達してください。

(2) 内定の辞退について

交付内定後、以下のようないい事情により、交付の内定を辞退することができます。

○交付内定の内容により、事業の適切な遂行が不可能であると判断した場合

○他大学と連携することが不可能となった場合

○取組実施担当者の異動その他の状況の変化により、事業の適切な遂行が不可能であると判断した場合

なお、内定の辞退をする場合は、交付申請書を提出する前までに、「交付内定辞退届」(提出要領「別紙様式（一）」参照)を文部科学省に提出してください。

(3) 間接経費の受入の辞退について

間接経費を受け入れない場合は、交付申請書を提出する前までに、「間接経費の辞退届」

(提出要領「別紙様式（二）」参照)を文部科学省に提出した上で、直接経費についてのみ交付申請の手続きを行ってください。

(4) 代表者等の交替等願について

選定審査の際に対象となった調書等に記載した代表者(学長)、取組実施担当者について、交替等があった場合(既に当該交替等を届け出している場合を除く。)で、かつ、その交替等により当該事業の目的達成や計画の遂行に支障をきたさないと判断される場合には、速やかに「内定後代表者等交替願」(提出要領「別紙様式（三）」参照)を文部科学省に提出してください。

なお、この交替等により、交付の内定の取消しや交付内定額の減額等がなされる場合がありますので注意してください。

3. 交付先

本補助金は、補助事業者となる大学の設置者に交付されます。なお、他大学と連携して事業を行う場合には、それぞれの大学に交付されます。

4. 交付の申請・決定・請求

(1) 交付申請書について

本補助金の交付の申請については、別添「提出要領」に基づき交付申請書等を作成し、平成20年10月17日（金）までに文部科学省に提出してください。期日までに交付申請書等が提出されなかった場合は、補助金が交付できなくなる場合もありますので、注意

してください。

また、一大学で複数の事業が選定された場合は、それらについての交付申請書等を全て取りまとめ、一括して提出するようにしてください。

他大学と連携して事業を行う場合は、本事業の趣旨を踏まえ、それぞれの大学において交付申請書等を作成し、主となる大学で取りまとめて提出してください。

(2) 交付決定通知について

提出された交付申請書等の内容について、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等に照らし審査した上で、補助事業者に対して正式に補助金の交付決定の内容を通知しますが、それに条件を付したり、修正交付決定を行う場合がありますので留意してください。

(3) 申請の取下げについて

交付決定通知を受けた補助事業者が、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合は、交付決定通知に定められた期日までに、別添1「申請取下届」を文部科学省に提出してください。

なお、本申請取下届が提出・受理された場合は、(5)の「振込銀行等口座届」は、届けがなかったものとして取り扱います。

(4) 交付請求について

交付決定通知後、別途交付請求書の提出期限等を通知します。通知に従って、速やかに別添2「交付請求書」を作成し、文部科学省に提出してください。

また、本補助金においては、直接経費については補助事業者からの請求に基づいて、計画の合理性等を勘案し、四半期ごとに概算払いを行う予定です。この概算払いは、交付申請書と併せて提出される「支払予定月別費目別明細表」等に基づいて行われることとなりますので、交付請求書等の作成・提出に当たっては、事業計画にしたがって無理なく計画的に執行できるものとするように十分注意してください。

間接経費については、直接経費の第1回目の概算払いと同時にその年度分の全ての額の概算払いを行う予定です。

(5) 振込口座について

補助事業者は、補助金の振込みを希望する銀行等の口座を、「振込銀行等口座届」(提出要領「別紙様式(九) 参照」により文部科学省に提出してください。一つの大学の設置者において、本補助金に係る交付内定が複数ある場合は、各事業毎に別々の口座への振り込みを希望することも、同一口座に振り込みを希望することも可能です。別々の口座への振り込みを希望する場合は、各事業毎に様式に記載していただきても、一つの様式にまとめて記載していただいて構いません。

口座の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに「振込銀行等口座届」(提出要領「別紙様式(九) 参照」)を提出してください。

5. 補助金の経理管理

(1) 経理管理事務について

補助事業者は、本補助金が適正化法等の適用を受ける補助金であることから、本補助金の経理管理に当たっては、補助事業者の規定等に基づき補助金の経理管理状況を常に把握できるようにし、善良な管理者の注意をもって行い、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を使用するとともに、他の用途へ使用することは決して行わないようにしてください。

(2) 直接経費と間接経費の区分

①直接事業の遂行に必要な経費（直接経費）

直接経費は、当該事業の遂行に必要な経費及び成果の取りまとめ等に必要な経費であれば原則として支出できます。

直接経費の執行に当たっては、「5-1 直接経費」に記載されている取扱いに留意してください。

②大学が事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費（間接経費）

間接経費は、大学における事業を遂行する際に、大学が事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、本補助金を効率的・効果的に活用できるようにするために、事業の遂行に伴い大学において必要となる管理等に係る経費を直接経費に上積みして措置するものであり、学長のリーダーシップのもとで全学的なマネジメントを図り、大学の教育環境の改善や大学全体の機能の向上に資することを目的としています。

このため、間接経費は事業の遂行に伴う大学の管理等に必要な経費に使用することを条件に、大学の設置者に対して支払うものであり、間接経費を受け入れた大学においては、間接経費の趣旨を踏まえ、間接経費を適正に執行し、使途の透明性を確保するとともに、この経費を効率的かつ効果的に使用してください。

間接経費の取扱いに当たっては、「5-2 間接経費」を参照してください。

(3) 補助対象経費

本補助金の補助対象経費及びその内訳は、以下の表のようになります。

補助対象経費	内訳
直 接 経 費	設備備品費
	旅 費
	人 件 費
	事業推進費
	そ の 他
間接経費	

5-1. 直接経費

(1) 直接経費の取扱い

直接経費の各補助対象経費の取扱いは、次のとおりとなります。

【設備備品費】

①「設備備品費」は、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えるもの（雑誌等を除き図書を含む。以下、「設備備品」という。）の購入、製造、改造、修理又は据付等に必要な経費です。設備備品、消耗品（事業推進費）の区別について、このような設備備品の範囲を踏まえ、大学の学内規程等に基づき取り扱ってください。

②設備備品には、研究拠点形成費等補助金により購入したものである旨を記し、備品番号を付すなど適正に管理してください。

③設備備品の据付等に必要な経費としては、以下のようなものが考えられます。

- 設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費
- 設備備品を設置し、調整するために必要な経費
- 設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費
- 設備備品の稼働に必要な電源の新設や、ガス、水道、排気、排水の配管に必要な経費

なお、これらは経費の混同使用（P 6 参照）等に注意し、また、設備備品の据付等に伴い施設等の改修が必要となるものについては、特に注意してください。

④本補助金で購入した設備備品は、当該設備備品等の減価償却期間が経過するまでは、文部科学大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできませんのでご注意ください。

⑤本補助金は、物品購入を目的とするものではないため、設備備品費は、原則として、各年度の補助対象経費の70%を超えないようにしてください。70%を超えるような申請が必要な場合には、「経費使途理由書」（提出要領「別紙様式（六）」参照）を交付申請時等に提出してください。

⑥本補助金は、最小の費用で最大の効果があがるように経費を使用する必要があるため、計画的な設備備品の購入が望れます。なお、財政支援期間の最終年度の第4—四半期は、設備備品の購入はできません。各プログラムにおいては、補助事業が構想に基づき円滑に遂行されるよう、計画的、効果的に設備備品を整備するようにしてください。

【旅費】

①本補助事業を遂行するに当たり必要な旅費（国内旅費、外国旅費、外国人招へい等旅費）に使用できます。旅費の算定及び取扱いは、大学の学内規程等に基づき取り扱ってください。本補助金は、適正化法等が適用されるため、学内規程等に特に定めがない場合等は、文部科学省に相談してください。

②学生は、大学教育を受ける立場であり、本補助事業の遂行に携わる者ではないため、本補助金から学生の旅費を支給することはできませんので、注意してください。（ただし、事業の一環として、学生を国内外の企業等に派遣するための経費（交通費や宿泊費）等については、その実費を「事業推進費等」に計上することができます。）

③旅費を使用した場合は、本補助事業の遂行のために使用したことが、書面で確認できるようにしてください。

【人件費】

①謝金

(i)本事業を遂行するための専門的知識の提供、情報収集、実験補助、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。謝金の単価の算定は、大学の学内規程等で定めている場合は学内規程等に基づき取り扱ってください。それ以外の場合（学内規程等に特に定めがない場合など）は、次に示す金額を参考にし、常識の範囲を超えない妥当な根拠により、決定するようにしてください。

区分	単価
情報収集（実地調査、文献調査、検索等）、資料整理等	概ね7,600円/日
翻訳・校閲（本業等でない者）	翻訳：概ね4,800円/日本語400字 校閲：概ね2,600円/外国語300字

(ii)各大学の職員に対して、本補助金から謝金を支出することはできませんので、注意してください。

(iii)謝金の支払いに際しては受領書を徴収してください。一定期間出勤して資料整理等を行う場合には、別添3「出勤表」も作成するようにしてください。なお、受領書の徴収が困難な場合には、支出の必要性が記載された受領書の代わりになる書類を作成してください。

(iv)事業の遂行上、外国にいる者に対して謝金を支出する場合には、当該国における通常の価格を十分踏まえて、過度の支払いとならないように注意してください。

②雇用等経費

本事業の遂行に必要となる者（当該大学の教職員以外の技術者、大学院に在籍する学生、ポスドク等。外国人を含む。）を雇用等する場合は、以下の方法により行ってください。なお、専ら本事業に従事する専属の事務員を新たに雇用することも可能です。

また、事業実施2年目は、4月1日より雇用して差し支えありませんが、事業の実施状況等を踏まえて、額の変更や事業の打ち切りがあり得ますので注意してください。なお、本補助金は年度ごとに額の確定がなされますので、雇用等経費を、他の年度の補助金から支出することはできません。

○雇用に係る学内規程等に基づいて運用するようにしてください。

○学生を雇用する場合については、当該学生の修学に支障がないように配慮してください。

○TA、RAとして学生を雇用する場合、研究者としての教育機能訓練、研究遂行能力の育成等の教育効果を高めることを目的とするものであり、申請する教育プログラム上に明確に位置付けられていることが必要です。

○特別研究員（独立行政法人日本学術振興会）その他のフェローシップ等類似の助成を受けているものに対して重複して支給しないようにしてください。

○本事業が終了、廃止又は中止した場合は、その事実が発生した日以降の雇用に係る経費を本補助金から支払うことはできません。

○具体的な単価等は、内容、時間等に応じて、学内規程等に基づき、決定してください。

【事業推進費】

本事業を遂行するために必要な消耗品費、借料・損料、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費、試作品費等）、会議費、委託費、交通費についても使用することができます。それにおける留意点等は以下のとおりとなります。

（消耗品費）事務用の消耗器材、薬品類、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価。なお、設備備品費①（P 4参照）に記載のとおり、消耗品費と設備備品を区別の上、取り扱ってください。

（借料・損料）器具や土地、建物に係る借料。学内の土地や建物に係る借料については、原則として使用することはできません。

（雑役務費）送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費、試作品費、器具機械等の修繕費、各種保守費、翻訳（謝金による翻訳を除く。）、鑑定、設計、加工に必要な経費等。

（会議費）本事業を遂行するために必要な会議開催に係る、会場借料等に必要な経費。なお、本事業として行われる国際会議・国際シンポジウムに不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費にも使用することができます。

（委託費）本事業を遂行するために必要であり、かつ、本事業の本質をなさない定型的な業務を他に委託して行わせることは可能ですが、原則として、各年度の補助対象経費の50%を超えないようにしてください。やむを得ず超えてしまうような場合は、「経費使途理由書」（提出要領「別紙様式（六）」参照）を提出してください。

（交通費（旅費でないもの））勤務地域内（例：同一市町村内）を移動する場合の電車代等の交通費。これに要した実費のみを支出するようにしてください。

【その他】

上記の経費以外で、本補助事業を遂行するために必要な経費がある場合は、文部科学大臣の承認を得てください。

【全体】

また、経費の使用に際しては、以下のような点にも注意してください。

①経費の混同使用

本補助事業に要した費用については他の経理と明確に区分し、また、本補助事業により取得し又は効用の増加した財産は補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないため、それらが困難となるような形で、直接経費をそれ以外の経費（他の補助金等）と混同させて物品を購入することはできません。

ただし、旅費については、補助事業の用務と他の用務とを合わせて1回の出張を

する場合は、補助事業と他の経費の負担区分を明らかにして支出することができます。

②物品（設備備品及び消耗品）の購入（設備備品の製造についても同様）

本取扱いについては、大学の学内規程等に基づいて取り扱ってください。なお、学内規程等に特に定めがない場合は、以下の取扱いに従ってください。

(i) 証拠書類の作成、徴収

(ア) 契約金額が150万円を超える場合には、見積書、納品書、請求書及び領収書を徴収し、別添4、別添5を参考にして「契約書」及び「検査調書」を作成してください。ただし、契約金額が200万円以下の場合には、検査調書の作成を省略することができます。

(イ) 契約金額が150万円を超えない場合には、原則として見積書、納品書、請求書及び領収書を徴収しますが、見積書、納品書、請求書を徴収することが困難な場合にはこれらの書類を省略できます。ただし、これらの書類を省略する場合には、領収書等で当該購入した物品が明確に特定できることが必要です。

また、契約金額が150万円を超えない場合については、契約書の作成を省略することができますが、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約については、契約の作成に代え「請書」（契約書に代わる簡単なもの。別添6参照。）を徴収してください。

(ii) 契約の方法

契約の方法は、一般競争契約（契約に関する公示をし、不特定多数の者に競争をさせ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式）によることが望ましいですが、契約の目的、性質、緊急性から、これによることが困難と認められる場合は、指名競争契約（入札者を指名して特定多数の者に競争させ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式）又は随意契約（任意に特定の者を選んで締結する契約方式）によっても差し支えありません。なお、随意契約による場合は、できる限り2以上の者から見積書を徴収するようにしてください。（契約金額150万円以下の場合は、契約書の作成を省略することができます。）

(iii) 契約書の作成（契約金額が150万円以下の場合は省略できます。）

(ア) 契約書の内容

契約書には、契約の目的、供給すべき物品の表示及び契約金額、契約の履行期限、契約履行の場所等、契約の履行に必要な事項を記載してください。

(イ) 契約名義者

契約名義者は、補助事業者としますが、学内規程等により規定されている場合は、事務局の責任者でも構いません。

(iv) 検査調書の作成（契約金額が200万円以下の場合には省略できます。）

補助事業者は、物品納入後速やかに、当該物品が契約書の内容に合致するかどうかについて検査し、検査の結果を記載した検査調書を作成してください。

③外国からの物品等購入

外国から直接物品を購入する場合は、国内における物品等の購入と同様の手続を行うとともに、支払いに当たっては、請求書に基づき外国送金を行ってください。

また、外国の現地で物品等を購入する場合は、事前に大学の事務局と十分に相談の上、外国での経費使用に係る証拠書類を必ず徴収するようにしてください。

④補助事業を実施する大学等以外（海外等）での経費の使用（物品等の使用）

補助事業を実施する大学等の敷地（又はその周辺）以外の場所で必要な事業を行う場合は、それが補助事業の目的の達成のために必要であること、購入した物品等について適切な管理が行えること、補助事業の終了後も善良な管理者の注意を持つて管理し補助目的に従って効率的に運用できることの旨を、「学外経費使用理由書」（提出要領「別紙様式（七）参照」に記述し交付申請時等に提出してください）。

なお、海外での経費の使用の証拠書類は必ず徴収し、帳簿等と共に保存してください。

⑤使用できない主な経費

各項目等で述べたものその他、本補助金で使用できない主な経費として、以下のようないわゆるものが挙げられます。

(i)建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費

ただし、本事業の補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については使用できます。（5-1（1）【設備備品費】参照）

なお、移設や取り壊しが容易なプレハブ等の仮設の建物については、補助事業期間中のみ使用するものとして、レンタル、リース等の経費として計上することができます。

(ii)大学の職員（本事業により雇用され、専ら本事業に従事する事務員を除く）の人工費

(iii)本事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

(iv)独立行政法人日本学術振興会特別研究員-DCのような、学生に対する研究奨励金

(v)学生に対する学資金の援助のための経費（例えば、奨学金等）

(vi)その他本事業の遂行に関係のない経費（例えば、酒・煙草等）

（2）補助対象期間・経費の執行管理

本補助金の対象は、支払いの対象となる行為が、交付決定のなされた国の会計年度中（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで。）に発生かつ終了するものに限られます。したがって、交付決定のなされた年度より前に発生した経費及び次年度以降に発生する経費は、補助対象とはなりません。

（3）収支簿等の作成・保存

①補助事業者は、補助対象経費に係る支出の内容を記載した収支簿（別添7参照。各大学で使用している帳簿に準拠したものでも差し支えありません。）を作成し、保存してください。

収支簿は、補助対象経費の使用に係る証拠書類に基づき記入して下さい。また、本補助事業に使用した経費とそれ以外の経費を明確に区分してください。

②補助事業者は、収支簿の他、以下に掲げる書類等を整理し、適切に管理・保存してください。

○大学院教育改革支援プログラム計画調書等関連書類

○交付申請書、交付請求書等関連書類

○各種申請、届出、報告、通知等関連書類

○実績報告書

○その他本事業に関連して文部科学省、独立行政法人日本学術振興会（プログラム委員会）等とやり取りした書類

③収支簿等の保存期間は、当該全事業（原則3年間）が完了した年度の翌年度から5年間（各年度の事業終了後5年間ではありません。）ですので、注意してください。

（4）証拠書類の作成・微収・保存

①補助事業者は、本補助金を適正に使用したことを証する証拠書類（見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書、旅行依頼書、旅行報告書、航空運賃の見積書、出勤表、受領書、発注書、議事要旨等。）を微収・整理・保存しなければなりません。なお、内定後交付決定前等、補助金が交付される以前に立替払いをしたものについては、立替払いしたことを明示できるようにしてください。

②証拠書類の保存期間についても、当該全事業（原則3年間）が完了した年度の翌年度から5年間（各年度の事業終了後5年間ではありません。）ですので、注意してください。

5-2. 間接経費

（1）間接経費の配分

間接経費は大学が当該事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費です。

（2）大学における留意事項

間接経費を受け入れようとする大学は、特に次のことに留意してください。

①間接経費は、直接経費とは区分し、かつ当該年度に受け入れた全額を補助金の交付を受

けた年度の3月31日までに大学の経費として執行してください。

②間接経費を受け入れた大学は、間接経費の趣旨を踏まえ、自らの責任において間接経費を適正に執行し、使途の透明性を確保してください。

その際、教育環境の状況を充分に把握している学務担当部局が、間接経費の執行計画の作成等に積極的に参画し、間接経費導入の趣旨をより一層活かすよう配慮してください。

③間接経費の執行に当たっては、別添「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の取扱いを参考に執行してください。各大学の特色、事情等を踏まえつつも、大学としての統一的な対応が図られるよう、各大学において直接経費と間接経費の別など、間接経費等の執行に当たっての取扱規程等を作成しておくことも望まれます。

間接経費は、直接経費として充当すべきものは対象外としていることから、直接経費に間接経費を合わせて当該事業の遂行に必要となる設備備品等を購入することはできません。

④間接経費の使途の例としては、補助金の適切な管理・監査体制を構築するための経費、事務局において本事業の事務を行う事務補助員雇用のための経費や施設・設備の維持管理費などが挙げられます。その使途については、学長のリーダーシップのもとで、全学的なマネジメントを図り各大学において効率的かつ効果的に取り扱ってください。

(3) 間接経費の納付

①交付決定は直接経費及び間接経費の額をそれぞれ示して交付の決定を行います。交付決定の通知を受けた補助事業者は、直接経費と間接経費の混同使用は行わないでください。

②補助事業者は、当該年度における間接経費の納付状況を把握するとともに、間接経費の適正な管理を行ってください。また、作成した帳簿類、その証拠書類となる請求書、領収書については、事業終了後5年間（各年度の事業終了後5年間ではありません）保管してください。

(4) 交付決定後における事業廃止等に伴う間接経費の扱い

補助事業が廃止等された場合には、返還すべき直接経費の額に、措置された間接経費の割合を掛けた額の間接経費を、直接経費とともに返還してください。

6. 事業の実施

(1) 事業の変更

①事業は、プログラム委員会で審査の対象となった調書、交付申請書、月別費目別明細表等に記載したとおり行わなければなりません。やむを得ず事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別添8「変更承認申請書」を文部科学大臣に提出し、その承認を得なければなりません。

②ただし、事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更を行う場合については、承認手続の必要はありません。

(i) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合

(ii) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、各補助対象経費（設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他）の額を300万円又は補助金の交付決定額のうち直接経費の額の30%のいずれか高い額以内で増減する場合

③事業を適切に実施するために不可欠であり、かつ、明らかに効率的な変更である場合は、上記②(i)の軽微な変更として取り扱うことができます。

補助目的の達成をより効率的にするか否かの判断が不明瞭である場合、或いは、審査・評価の判断に影響を及ぼすと考えられるような変更の場合には、前述別添8「変更承認申請書」を文部科学大臣に提出し、その承認を得なければなりませんので注意してください。

また、交付決定後、補助事業者の代表者（学長）及び取組実施担当者の交替があった場合で、かつ、その交替により当該補助事業の目的達成や計画の遂行に支障をきたさないと判断される場合は、別添9「代表者等交替届」を文部科学省に提出してください。

(2) 事業の中止又は廃止

- ①事業を一定期間中止しなければならない必要性が生じ、かつ、当該年度内に再開し、再開後に具体的な措置を講じることで研究計画の遂行に支障を来さないことが明確である場合は、あらかじめ別添10「補助事業中止（廃止）承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得なければなりません。
- ②事業が遂行できなくなると判断される場合も、あらかじめ別添10「補助事業中止（廃止）承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得なければなりません。
- ③なお、補助事業が廃止された場合には、廃止時までの実績報告書を文部科学大臣に提出しなければなりません。また、未使用の補助金を返還するとともに、廃止の理由等によっては、既に使用した経費についても、補助金の交付の決定や条件に適合すると認められない場合には、補助金の返還を命ずることがあります。

(3) 状況報告等

文部科学省より、事業の年度途中における進捗状況、補助金の使用状況等について報告を求め、又はその状況を調査することがありますので、その旨の連絡があった場合は適切に対応してください。

(4) 事業の遅延

事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別添11「事業遅延届」を文部科学省に提出し、その指示を受けるようにしてください。

(5) 交付決定の取消等

補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び以下に該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消したり変更する場合がありますので注意してください。

- 補助事業者が、法令、交付要綱、交付決定内容、法令又は交付要綱に基づく文部科学大臣の処分や指示に違反した場合
- 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 補助事業者が、事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 交付決定後に生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

なお、交付決定の取消しが行われた場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

7. 事業終了後の手続等

(1) 実績報告書・額の確定

毎年度の事業終了時には、交付決定通知に記載されている日までに、「実績報告書」等を作成し、文部科学省に提出してください。

本補助金の実績報告書は、別添12「収支決算報告書」と別添13「若手研究者養成実績報告書」からなります。これらの提出に関する詳細については、別途通知をする予定としていますので、それを参照してください。

他大学と連携した事業については、それぞれの大学に交付決定を行った場合であっても別添13「若手研究者養成実績報告書」については、主となる大学において作成してください。また、実績報告書等は、主となる大学で取りまとめて提出してください。

実績報告書、現地調査等により、事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。なお、補助金の額を確定した場合において、事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることとなります。（別紙）

(2) 間接経費執行実績報告書

大学は間接経費について、本補助金以外の他の制度により交付された間接経費も含め、間接経費全体の使用実績について別添14「間接経費執行実績報告書」を作成し、翌年度の6月30日までに提出してください。

(3) 会計検査院の実地検査

補助事業者は、補助金の使途等について、会計検査院の実地検査を受ける場合があります。

実地検査は、事業の進捗状況、成果、補助金の使途等についてなされます。経理関係証拠書類等、事業に関する諸書類が必要となってきますので留意してください。

(4) 事後評価

当該全事業完了後において事後評価をプログラム委員会で行います。

評価については、プログラム委員会で決められた評価方法、基準等に基づいて行われます。事後評価の詳細については、別途通知されますので、留意してください。

8. 知的財産権の報告等

(1) 消費税等仕入控除税額の報告書

本補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別添15「消費税等仕入控除税額確定報告書」を速やかに大臣に提出しなければなりません。その場合、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなります。

(2) 知的財産権の報告等

本事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得た場合には、補助事業者は速やかに別添16「知的財産権報告書」を文部科学省に提出しなければなりません。

これらの知的財産権の帰属は、第一義的には発明者に帰属しますが、その後の取扱いは、補助事業者が所属する大学で定められている発明規程等に従ってください。なお、大学院に在籍している学生、大学院修了者が、本補助金により必要な経費を受けて、自発的研究活動を行った結果得られた成果に係る知的財産権の帰属についても、第一義的には発明者に属しますが、その後の取扱いは、当該大学で定められている発明規定等に準じて行うようにしてください。

(3) 収益状況報告書

補助事業者が、本事業で得られた成果により利益を得た場合、又は取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれる場合には（知的財産権に係る収入も含みます）、速やかに別添17「収益状況報告書」を文部科学省に提出してください。なお、その収益の範囲内において補助金の返還を命ずことがあります。

9. 取得財産の管理等

(1) 取得財産等の管理

本補助金により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の期間内のみならず、補助事業の完了後においても、補助事業者の規定等に基づき善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 取得財産の処分

本補助金により購入した設備備品等の資産については、適正化法第22条に基づき、「取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具」を文部科学大臣が定める期間中に処分しようとするときは、文部科学大臣の承認を受ける必要があります。別添の「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に従って、承認申請の手続きをしてください。

10. 問い合わせ先・書類提出先

《補助金の執行等に関する問い合わせ先・書類提出先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2（霞が関コモンゲート東館14F）
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室大学院係
電話：03-5253-4111（内線3312）
FAX：03-6734-3387
ホームページ：<http://www.mext.go.jp>

《審査・評価に関する問い合わせ先》

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地
独立行政法人日本学術振興会
研究事業部研究事業課（大学院教育改革支援プログラム担当）
電話：03-3263-1740
FAX：03-3237-8015
ホームページ：<http://www.jsps.go.jp>

(別添)

競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

平成13年4月20日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合せ

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」…競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1)配分機関にあっては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2)被配分機関にあっては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

6.間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7.間接経費の取り扱い

間接経費の取り扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ 別表2の分類に従うこと。

8.報告

被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

9.その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、隨時見直すこととする。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
- など

研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費
- など

その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費
- など

上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態			
	委託費 (政府出資金等)	個人補助金 (国庫補助金)	機関補助金 (国庫補助金)	支出委任 (国研所管省庁一般会計)
国立大学、大学共同利用機関等	受託機関に国立学校特別会計の(項)产学連携等研究費(目)产学連携等研究費として配分 出資金事業等、地球環境研究総合推進費	研究者から所属機関に納付 所属機関に国立学校特別会計の(項)产学連携等研究費(目)产学連携等研究費として配分 科研費、ミレニアム公募等		文部科学省から被配分機関に一般会計の(項)科学技術振興調整費として配分 振興調整費
国立試験研究機関等	年度途中における予定外の受託が出来ないため、その際は配分不可能	研究者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目が無いため配分不可能		国研所管省庁から被配分機関に一般会計の(項)科学技術振興調整費等として配分 振興調整費、地球環境研究総合推進費
独立行政法人	委託者から受託者に配分 出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関に納付 科研費、ミレニアム公募等	国から被配分機関に配分	
公立大学、公設試験研究機関	委託者から都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行) 出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行) 科研費、ミレニアム公募等	国から都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行)	
特殊法人、公益法人 民間企業、私立大学	委託者から受託者に配分 出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関に納付 科研費、ミレニアム公募等	国から被配分機関に配分 ミレニアム公募等	

* 留意点： 配分機関により、運用は異なることがある(民間企業の取り扱い等)。

(別紙様式)

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書(平成 年度)

1. 間接経費の経理に関する報告

(単位:千円)

(収入)		
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備考
研究費補助金	,	
制度	,	
合 計	,	,
(支出)		
経費の項目	執行額	備考(具体的な使用内容)
1. 管理部門に係る経費		
人件費	,	
物件費	,	
施設整備関連経費	,	
その他	,	
2. 研究部門に係る経費		
人件費	,	
物件費	,	
施設整備関連経費	,	
その他	,	
3. その他の関連する事業部門		
係る経費		
人件費	,	
物件費	,	
施設整備関連経費	,	
その他	,	
合 計	,	

2. 間接経費の使用結果に関する報告

(被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告。(間接経費の充当の考え方、使途、効果等) 必要に応じ参考資料を添付)

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官

総務省情報通信政策局技術政策課長

文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課長

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

（注1）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

（注2）一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

（注3）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産

処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

(注4) 処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があつたものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）
 - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である補助対象財産について行う財産処分
 - ② 経過年数が10年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合

② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合

イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合

ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあっては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあっては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

別紙1

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

補 助 事 業 者 等 名 印

〇〇〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（＊）、次のとおりの処分について承認を求めます。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

機関名:
プログラム名:
取組名:

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分 (抵当権の設定))

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分期限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容					⑰処分予定年月日
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

- 無の場合 (承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (① ②ア ②イ ②ウ ③)

5 添付資料

- 当該補助対象財産の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- 補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画 (担保に供する処分の場合)
- その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨
鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑯処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となつたため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であつて財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別紙2

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

補 助 事 業 者 等 名 印

〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（＊）、次の処分について報告します。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

機関名:
プログラム名:
取組名:

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨
鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑯処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となつたため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であつて財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分報告書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。